

參考資料

1. 条例・規則等

(1) 天塩町議会の議決すべき事件を定める条例

平成24年3月21日条例第10号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定に基づき、天塩町議会（以下「議会」という。）の議決に付すべき事件を定めるものとする。

(議決すべき事件)

第2条 議会の議決すべき事件は、他の条例に定めるほか、次のとおりとする。

(1) 天塩町総合振興計画に係る基本構想及び基本計画の策定、変更又は廃止に関すること。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(2) 天塩町総合計画審議会設置条例

昭和41年3月22日条例第4号

(設置)

第1条 町の総合的、統一的な施策を行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき天塩町総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、天塩町の総合計画について、調査審議し、町長に建議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 町議会議員
- (2) 農業委員会委員
- (3) 教育委員会委員
- (4) 社会教育委員
- (5) 農漁業団体代表者
- (6) 商工業者代表
- (7) 林業団体代表
- (8) 観光団体代表
- (9) 労働団体代表
- (10) 学識経験者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長、副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理し審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集して、その議長となる。
2 審議会は、半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。但し、同一案件について再度招集してもなお半数に達しないときは、この限りでない。

(審議会の事務)

第7条 審議会の事務は、総務課において所掌する。

(雑則)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は町長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成3年6月20日条例第13号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
附 則（平成6年3月10日条例第2号）
この条例は、公布の日から施行する。
附 則（平成13年3月16日条例第14号）
この条例は、公布の日から施行する。
附 則（平成16年3月22日条例第4号抄）
(施行期日)
- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。
附 則（平成28年3月18日条例第42号抄）
(施行期日)
- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(3) 天塩町総合計画審議会部会規則

平成51年2月24日規則第1号

(目的)

第1条 この規則は、天塩町総合計画審議会設置条例（昭和41年条例第4号）により審議会に部会を置き、その所掌に係る専門の事項及び審議会から付託された事項について調査審議する。

(部会)

第2条 部会は、次のとおりとする。

- (1) 基盤対策・産業開発部会
- (2) 社会環境・教育文化部会
- 2 部会の委員は、審議会において選任する。
- 3 部会に部会長及び副部会長各1人を置く。
- 4 委員の任期は、審議会委員の任期とする。

(会議)

- 第3条 部会の会議は、部会長が招集し、会議に議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、部会長の決するところによる。
- 2 部会長は、部会を招集するときは、審議会長の承認を得なければならない。
 - 3 部会の会議結果は、審議会開催の際に部会長から報告しなければならない。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則（昭和55年12月8日規則第11号）
この規則は、昭和55年12月8日施行する。
- 附 則（平成13年1月22日規則第1号）
この規則は、平成13年1月22日から施行する。

(4) 天塩町総合振興計画策定事務要綱

(目的)

第1条 この要綱は、天塩町総合振興計画（以下「総合計画」という。）策定のための組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 総合計画の次期計画策定検討を行うため、天塩町総合振興計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

- 第3条 委員会は次の各号に掲げる事項を所掌する。
- (1) 次期総合計画策定検討に関すること。
 - (2) その他次期総合計画策定検討に関し必要な事項に関すること。

(組織)

- 第4条 委員会は、次に掲げる職にある者で組織する。
- (1) 総務課長
 - (2) 商工観光課長
 - (3) 住民課長
 - (4) 福祉課長
 - (5) 農林水産課長
 - (6) 建設課長
 - (7) 教育委員会教育次長
 - (8) 町立病院事務長
 - (9) 議会事務局長

(任期)

- 第5条 委員の任期は、次期計画策定検討の期間中とする。
- 2 委員に異動があった場合は、異動等が生じた第4条に掲げる職にある者が委員に就任するものとし、その任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

- 第6条 委員会に委員長及び副委員長を置く。委員長は総務課長の職にある者を、副委員長は商工観光課長の職にある者をもって充てる。
- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第7条 委員会の会議は、委員長が招集する。
- 2 委員長は、会議を総理し、会議の議長となる。
 - 3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見の聴取又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務課において所掌する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成31年9月30日限り、その効力を失う。

2. 天塩町総合計画審議会委員構成

任 期：平成28年4月1日～平成30年3月31日（2年間）
 会 長：佐藤 博幸
 副 会 長：深山 秀敬

区分	氏 名	団 体 等
町議会議員	後 藤 忍	天塩町議会副議長
農業委員会委員	穴 戸 栄 一	天塩町農業委員会 会長
教育委員会委員	横 溝 裕 美 子	天塩町教育委員会 教育長職務代理者
社会教育委員	高 橋 恵 子	天塩町社会教育委員 副委員長
農漁業団体代表者	佐 藤 博 幸	天塩町農業協同組合 代表理事組合長
	菅 井 好 文	北るもい漁業協同組合天塩地区運営委員会 委員長
商工業者代表	深 山 秀 敬	天塩商工会 会長
	菅 井 愛 子	天塩商工会婦人部 部長
	長 山 健 太	天塩商工会青年部 部長 (H29.4.13まで)
	佐 久 間 勇 次	天塩商工会青年部 部長 (H29.4.13から)
林業団体代表	靱 山 明 彦	留萌北部森林組合 参事
観光団体代表	水 口 俊 夫	天塩町観光協会 会長
労働団体代表	大 平 智	天塩地区連合会 会長
学識経験者	窪 田 丞	天塩町文化連盟 会長
	小 林 保	天塩町町内会連合会 会長
	田 所 勝	天塩町体育協会 会長
	田 村 彰	社会福祉法人 天塩町社会福祉協議会 会長
	田 中 治	北留萌消防組合天塩町消防団 団長
	草 刈 房 子	天塩町女性団体連絡協議会 会長
	尾 洞 正 恵	JAてしお女性部 部長 (H29.4.30まで)
	加 藤 靖 子	JAてしお女性部 部長 (H29.5.1から)
	藤 田 一 男	天塩町青年協議会 副会長

任 期：平成30年4月1日～平成32年3月31日（2年間）
 会 長：佐藤 博幸
 副 会 長：深山 秀敬

区分	氏 名	団 体 等
町議会議員	後 藤 忍	天塩町議会副議長
農業委員会委員	安 川 和 範	天塩町農業委員会 会長職務代理
教育委員会委員	横 溝 裕 美 子	天塩町教育委員会 教育長職務代理者
社会教育委員	高 橋 恵 子	天塩町社会教育委員 副委員長
農漁業団体代表者	佐 藤 博 幸	天塩町農業協同組合 代表理事組合長
	菅 井 好 文	北るもい漁業協同組合天塩地区運営委員会 委員長
商工業者代表	深 山 秀 敬	天塩商工会 会長
	菅 井 愛 子	天塩商工会婦人部 部長
	佐 久 間 勇 次	天塩商工会青年部 部長
林業団体代表	靱 山 明 彦	留萌北部森林組合 参事
観光団体代表	水 口 俊 夫	天塩町観光協会 会長
労働団体代表	大 平 智	天塩地区連合会 会長
学識経験者	窪 田 丞	天塩町文化連盟 会長
	小 林 保	天塩町町内会連合会 会長
	田 所 勝	天塩町体育協会 会長
	田 村 彰	社会福祉法人 天塩町社会福祉協議会 会長
	田 中 治	北留萌消防組合天塩町消防団 団長
	草 刈 房 子	天塩町女性団体連絡協議会 会長
	加 藤 靖 子	JAてしお女性部 部長
	落 合 憲 児	天塩町青年協議会 会長

3. 第7期天塩町総合振興計画策定経過

(平成29年度)		(平成30年度)	
平成29年	6月	平成30年	4月
	<ul style="list-style-type: none"> 第1回天塩町総合計画審議会（1日） 計画策定スケジュール確認 住民アンケートの実施について 「天塩町まちづくりアンケート」実施（30日） 期間：H29年6月30日～7月25日 統計情報収集開始 		<ul style="list-style-type: none"> 第1回天塩町総合計画策定委員会（16日） 基本構想（案）の説明について 計画策定スケジュール確認 基本計画原案作成依頼 第1回天塩町総合計画審議会（23日） 新委員委嘱状交付 キャッチコピー募集の実施について
	7月		7月
	<ul style="list-style-type: none"> 「天塩町まちづくりアンケート」回収・分析（25日） 配付：1,775枚、有効回答枚数：401枚（22.6%） 		<ul style="list-style-type: none"> 「天塩町キャッチコピー」募集事業開始（1日） 募集期間：7月1日～8月31日 基本計画（原案）取りまとめ（20日）
	9月		8月
	<ul style="list-style-type: none"> 事業評価調査の実施（20日） 調査対象：第6期計画登載事業（112事業） 統計情報収集完了（24日） 		<ul style="list-style-type: none"> 第2回天塩町総合計画策定委員会（30日） 基本計画（案）確認 実施計画作成依頼
	11月		9月
	<ul style="list-style-type: none"> 第2回天塩町総合計画審議会（1日） 住民アンケート結果について 		<ul style="list-style-type: none"> 第2回天塩町総合計画審議会（19日） キャッチコピー審査 基本計画（案）意見照会依頼
平成30年	2月		10月
	<ul style="list-style-type: none"> 第3回天塩町総合計画審議会（15日） 基本構想（案）意見照会について 		<ul style="list-style-type: none"> 第3回天塩町総合計画策定委員会（30日） 基本構想、基本計画（案）確認 実施計画（案）取りまとめ結果 策定スケジュールの確認
			11月
			<ul style="list-style-type: none"> 第3回天塩町総合計画審議会（7日） キャッチコピー審査・決定 基本計画（案）説明・意見照会 策定スケジュールの説明 キャッチコピー表彰（28日） 全員協議会（30日） 基本構想（案）、基本計画（案）説明・意見照会
			12月
			<ul style="list-style-type: none"> パブリックコメント実施 （H30/12/3～H30/12/21）
		平成31年	2月
			<ul style="list-style-type: none"> 第4回天塩町総合計画審議会（8日） 計画全体の建議 建議書提出（8日）
			3月
			<ul style="list-style-type: none"> 天塩町議会定例会議決（14日）

4. 天塩町キャッチコピー募集事業

天塩町キャッチコピー 大募集

第7期天塩町総合振興計画に掲げる「将来の天塩町」の姿にピッタリなキャッチコピーを大募集します。

「天塩町総合振興計画」とは、地域が将来にわたって住みよいまちづくりを進めるため、町が作る計画の最上位に位置するもので、現在は平成31年度から10年間の期間とする第7期計画を作成中です。



応募要領



応募について

応募については、以下の点にご留意ください。

応募資格	<ul style="list-style-type: none"> ●小学生の部 天塩町の小学校に通う児童 ●中学生の部 天塩町の中学校に通う生徒 ●高校・一般の部 天塩町にお住まいの高校生以上の方
応募内容	天塩町総合振興計画用キャッチコピー ●天塩町の「将来の姿」を連想するもの。 ●天塩町の魅力をPRするもの。 ●だれもが親しみやすく共感できるもの。
応募条件	<ul style="list-style-type: none"> ●応募作品は、自作、未発表のものに限ります。 ●文字数は概ね30字以内。 ●応募は1人1作品まで。
応募方法	裏面の応募用紙に必要事項を記入のうえ下記 応募先まで直接・FAX・郵送による提出のほか、 ホームページからダウンロードした様式を用い メールによる提出
応募期間	平成30年7月1日(日)～ 平成30年8月31日(金)
応募 問合せ	〒098-3303 天塩町新栄通8丁目1466番地の113 天塩町役場 総務課振興計画係 TEL 01632-2-1001(内線227) FAX 01632-2-2659 E-mail bosyu@teshiotown.com ホームページ http://www.teshiotown.hokkaido.jp/



各賞について

- 最優秀賞 1名(総合計画テーマ候補)
賞金3万円
- 副賞 てしお仮面
- 優秀賞 各部門1名
賞金1万円
- 佳作 各部門2名
賞金5千円
- 特別賞 全部門から最大3名
賞金3千円



※中学生以下の入賞者にあつては、賞金相当分の図書券



審査・発表について

審査については、応募作品数に応じ第一次審査を行い、天塩町総合計画審議会による二次審査を経て決定します。

発表については、町ホームページ等で行うほか、受賞者へは入賞のご連絡と表彰のご案内をします。



その他

- 盗用、引用が発覚した場合は、失格とします。
- 応募作品において発生した著作権、その他一切の権利は天塩町に帰属します。
- 応募作品の送付費用は、応募者の負担となります。また、応募作品の不達、破損等、送付中の事故については、一切の責任を負いません。
- 応募作品は返却しません。
- 入賞作品は、町ホームページ等で公表するほか、印刷物に掲載する場合があります。この場合、編集上必要な修正を加えることがあります。
- 入賞作品の発表にあたっては、受賞者の氏名を公表させていただきます。



多数のご応募お待ちしております



○ 応募作品 78作品

○ 受賞作品

**最優秀賞 「みんなで作ろう 育てよう
明るく楽しく元気なまち」**

小学4年生 加藤 美冬さん

優秀賞 「広げる漁業 幻の魚と幸あるまちへ」

小学5年生 長尾 依歩さん

「天塩川流れる農業・漁業の盛んなふるさと天塩町」

中学1年生 久保田 さくらさん

「絶景の夕映、清々しい緑の大地、畏敬なる大河、自然と共生する天塩町」

吉田 記代子さん

佳作 「海の幸・酪農・美しい風景 ころろに刻まれる自然豊かなまち」

中学2年生 長尾 歩華さん

「春夏秋冬一つ一つ違う魅力がいっぱい天塩町！」

中学1年生 横山 晴さん

「人づくり 町づくり 未来をつなぐ天塩町」

藤田 智哉さん

「川に映る夕日 潮風の恵み 牛と共に生きるまち 天塩國(てしおのくに)」

増田 篤洋さん

特別賞 「天塩に革命を！目指すは将来に希望がある町だ！」

中学2年生 佐久間 晴さん

「熱く なれ！ 天塩町」

中学2年生 菅井 和美さん

「壮麗なる天塩川の恩恵を受ける酪農と漁業のまち てしお町」

高橋 亮介さん

5. 建 議

(1) 建議書

平成 31 年 2 月 8 日

天塩町長職務代理者
天塩町副町長 西 本 研 一 様

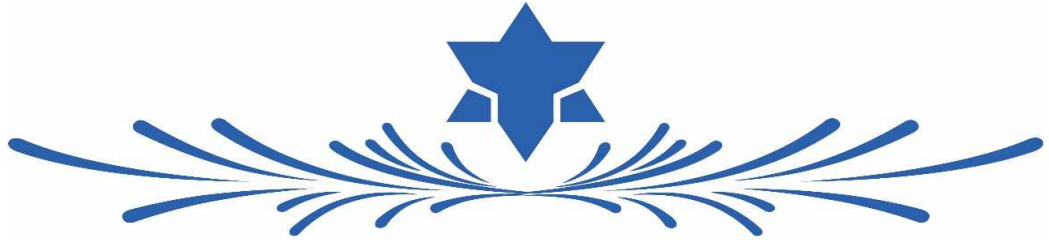
天塩町総合計画審議会
会長 佐 藤 博 幸

第 7 期天塩町総合振興計画に係る建議について

天塩町総合計画審議会設置条例第 2 条の規定に基づき、「第 7 期天塩町総合振興計画基本構想（案）及び基本計画（案）」に関し、掲げられた天塩町の将来像の実現に努められるよう、下記のとおり建議します。

記

- 1 町民への計画の周知
町民や地域活動団体等の参画、協働による計画の推進がされるよう、町民への計画の趣旨及び内容の分かりやすい周知を推進されたい。
- 2 計画の着実な実行
策定された本総合振興計画の着実な実行を推進するため、庁内の関係各課の連携を強化するとともに、PDCA サイクルによる効率的な事業実施に努められたい。
- 3 協働によるまちづくりの推進
各分野における担い手の育成など、将来を担う者の育成や活動支援等を推進し、だれもが地域で安心して住み続けることができるよう、官民が協働したまちづくりを推進されたい。
- 4 厳しい財政見通しを踏まえ、国等の支援策を積極的に活用し、健全かつ効果的な行財政運営を図られたい。



TESHIO TOWN

HOKKAIDO